

新規出店にかかる内外装工事等支援事業補助金の交付に関する要綱

（趣旨）

第1条 市は、原油高・物価高騰に直面している中心市街地及び地域拠点の活性化と賑わいの創出を図るため、新規出店にかかる内外装工事等を実施する事業者に対して、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）店舗

空き店舗、新規店舗及び空き家で、補助対象者が従前から所有する物件ではないもの又はその他市長が認めたものをいう。

ただし、居住の用に供する部分は除く。

（2）出店

内外装工事等を実施する店舗で事業を始めることをいう。ただし、第4条で定める補助対象区域内での移転は含まない。

（3）事業者

法人、個人事業主又は団体で事業を行う者をいう。

（補助対象者）

第3条 第1条に規定する補助金の交付を受けることができる者は、店舗を内外装工事等し出店する事業者で市区町村税等を滞納していない者とする。

2 前項の規定にかかわらず、事業者の代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員等が次の各号に該当する者は対象としない。

（1）福島市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等

（2）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む事業者

（3）国、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人、政治団体または宗教上の組織若しくは団体

（4）その他、市長が適当でないと認める者

（補助対象区域）

第4条 市が指定する補助対象区域は、別表のとおりとする。ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき開発可能な場合は、区域に面する通り反対側の一軒目も補助対象区域とする。

（補助対象事業）

第5条 補助対象者は、交付決定後に補助対象事業に着手しなければならない。

2 補助対象事業は、次の要件をすべて満たす事業であるものとする。

（1）出店するために店舗の内外装工事等を実施するもの

（2）補助対象事業完了の日から起算して、6か月以内に出店するもの

（3）出店する事業の3年以上の長期継続が見込めるもの（市長が認めるものを除く）

- (4) これまでに交付決定を受けた「街なか再生リノベーション事業補助金」又は「新規出店にかかる内外装工事等支援事業補助金」の対象事業を3年以内に廃業した事業者は、当該事業の営業開始日から3年以上経過しているもの
- (5) 次に該当する事業を行うものではないこと
- ①出店する事業内容が射幸心をそそるおそれがあるもの、公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがあるもの又は接待行為を伴うもの（マージャン店やパチンコ、ゲームセンター、スナック、キャバレー、ホストクラブ、バー、ダーツバー、ガールズバーなど）
 - ②出店する事業の業種が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種であるもの
 - ③深夜（0時から6時）の間に営業するもの

（補助の対象及び補助額）

第6条 補助対象経費は、次の各号に掲げるものとする。ただし、消費税及び地方消費税を除くものとする。

- (1) 内装工事費、外装工事費、給排水衛生設備工事費、空調設備工事費、サイン工事費及び電気・照明・ガス工事費
 - (2) デザイン委託費、工事設計委託費、工事監理業務委託費
 - (3) ネットワーク環境接続費（初期投資のみ）
 - (4) Google Cloud、Amazon Web Services (AWS)、Microsoft Azure などのクラウドプロバイダー、Adobe Creative Cloud など構築委託費（自社で構築の場合は、初期投資のみ）
 - (5) 新規出店のためのウェブサイト作成や業務効率化のためのソフトウェア開発・購入などのウェブサイト関連費
 - (6) その他、内外装工事等又は出店の経費として市長が認めるもの
- 2 補助率は補助対象経費の3分の1以内の額（千円未満切捨て）とし、下限を10万円、上限を延べ床面積が100㎡未満の場合は100万円、100㎡以上200㎡未満の場合は200万円、200㎡以上の場合は300万円とする。ただし、別表に掲げる産業又はその他市長が認めた場合は、補助率は補助対象経費の2分の1以内の額（千円未満切捨て）とする。
- 3 補助金の交付は、同一年度内一事業者一店舗限りとする。
- 4 補助対象事業について、国及び県等から補助金（この要綱に基づく補助金以外のものをいう。）を受けける場合は、補助対象経費から当該補助金の額を差し引いた額を算定の基礎とする。
- 5 国及び県等の補助金（この要綱に基づく補助金以外のものをいう。）に申請している場合、当該補助対象経費は補助対象経費から除く。

（申請書の様式等）

第7条 規則第4条第1項の申請書は、様式第1号によるものとする。

2 規則第4条第1項に規定する書類は、次に掲げる書類によるものとする。

- (1) 出店計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) 身分証の写し（個人）登記事項証明書（法人）
- (5) 完納証明書の写し（法人に課税が無い場合は代表者のもの）

※市外に本店又は住民登録がある事業者は、当該市区町村の納税証明書の写し（法人に課税が無い場合は代表者のもの）を併せて提出

- (6) 賃貸借契約書、売買契約書又は建築工事請負契約書の写し
- (7) 設計図書（図面、仕様書）
- (8) 工事見積書等（補助対象経費が確認できる書類）
- (9) その他市長が必要と認める書類

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

（補助金の交付の条件）

第8条 規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の20%以内の変更で補助金の額の変更を伴わないもの
- (2) その他事業計画の細部を変更するもの

2 規則第6条第1項第5号の市長が必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象者は、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならないこと。
- (2) 補助対象者は、当該店舗において自ら継続して営業すること。
- (3) その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

（変更承認の申請）

第9条 規則第9条第1項の（中止・廃止）承認申請書は、様式第5号によるものとし、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 変更収支予算書（様式第6号）
- (2) 工事変更見積書等（補助対象経費が確認できる書類）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第10条 規則第14条の補助事業実績報告書は、様式第7号によるものとし、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する会計年度の2月末日（土曜日又は日曜日に当たるときはその翌日）のいずれか早い日までに行うものとする。

2 規則第14条第1号及び第2号に規定する書類は、次に掲げる書類によるものとする。ただし、第7号及び第8号について、前項の補助事業実績報告書と同時に提出することが困難な場合は、第7号及び第8号に代えて必要書類の提出に係る誓約書（様式第10号）を提出し、第7号及び第8号については出店後遅滞なく提出することとする。

- (1) 収支決算書（様式第8号）
- (2) 事業実績報告書（様式第9号）
- (3) 事業の実施が確認できる書類（別に定める要領による）
- (4) 事業に要した経費の領収書等の写し
- (5) 事業所・店舗の外観及び内装の施工前・施工後の写真
- (6) 関係法令等に適合する旨を確認できる書類
- (7) 許認可等を要する業種にあっては、許可証等の写し
- (8) 個人事業開業届出書（税務署の收受印があるもの）の写し（個人）又は履歴事項全部証明書の写し（法人で当該空き店舗を支店登記した場合）
- (9) 必要書類の提出に係る誓約書（様式第10号）（前3号の書類を提出することが困難な場合）
- (10) その他市長が必要と認める書類

（補助対象事業の現地調査の立会い）

第 11 条 補助対象者は、前条の規定による実績報告書の提出後、市が行う補助対象事業の現地調査に現地立会いするものとする。

2 前項の調査の結果、必要な是正措置があると認められるときは、補助対象者はそれに応じるものとする。

（補助金の交付の請求）

第 12 条 補助対象者は、補助金の額の確定後に補助金の交付の請求を行うものとする。

2 規則第 17 条第 2 項の補助金交付請求書は、様式第 11 号によるものとする。

（概算払い）

第 13 条 市長が必要と認めるときは、規則第 17 条第 1 項ただし書きに基づき、工事等の進捗率及び請負出来高額が補助対象経費の 50%を超えた場合は、補助事業者の請求により交付決定額の 2 分の 1 以内の額を 1 回に限り交付することができる。

2 前項の規定に基づき、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第 11 号）及び工事等進捗状況報告書（様式 12 号）を市長に提出しなければならない。

（会計帳簿の整理等）

第 14 条 補助対象者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 3 年間保存しておかなければならない。

（財産の管理及び処分の制限）

第 15 条 補助対象者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産についての台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象者は、前項の財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供しようとするときは、あらかじめその旨を市長に報告し、その指示を受けるものとする。

3 規則第 20 条第 1 項但し書きの市長が定める期間は、3 年間とする。

4 規則第 20 条第 1 項第 2 号の市長が定めるものは、取得価格が 50 万円以上のものとする。

（広報への協力）

第 16 条 補助対象者は、ウェブサイトへの掲載等、市の広報において事例として紹介することについて了承し、必要な協力を行うこととする。

（経過報告義務）

第 17 条 補助金の交付を受けた補助対象者は、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から 3 年間、3 月に事業定期報告書（様式第 13 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実績報告時に提出した事業実績報告書の店舗名、床面積、業種・サービス名または事業の内容に変更があった場合は、遅滞なく市長に届出（任意様式）なければならない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から 3 年間で経過する前に事業を休止、廃止又は承継する場合等、事業定期報告書の提出が困難になった場合は、遅滞なく市長に届出（任意様式）なければならない。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当した場合、規則第 18 条の規定に基づき、すでに交付した補助金の返還を求めることができるものとする。

- (1) 前各項の経過報告義務を怠った場合
 - (2) 第5条第2項第2号及び第3号の要件を欠くに至った場合
 - (3) 実績報告時に提出した事業実績報告書の業種又は事業の内容に変更があった場合
 - (4) 前項に掲げる事由が発生した場合
 - (5) 補助金の交付に際し虚偽の申請があったと認められる場合
- 5 補助金の返還にあたっては、当該店舗の営業開始日を基準日とし、営業が継続した期間を3年から除いた期間分に相当する補助金の額を日割り計算により算出（円未満切捨て）し、期限を定めて請求するものとする。ただし、補助対象者の責に帰さない事由による場合は、この限りではない。

（委任）

第18条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

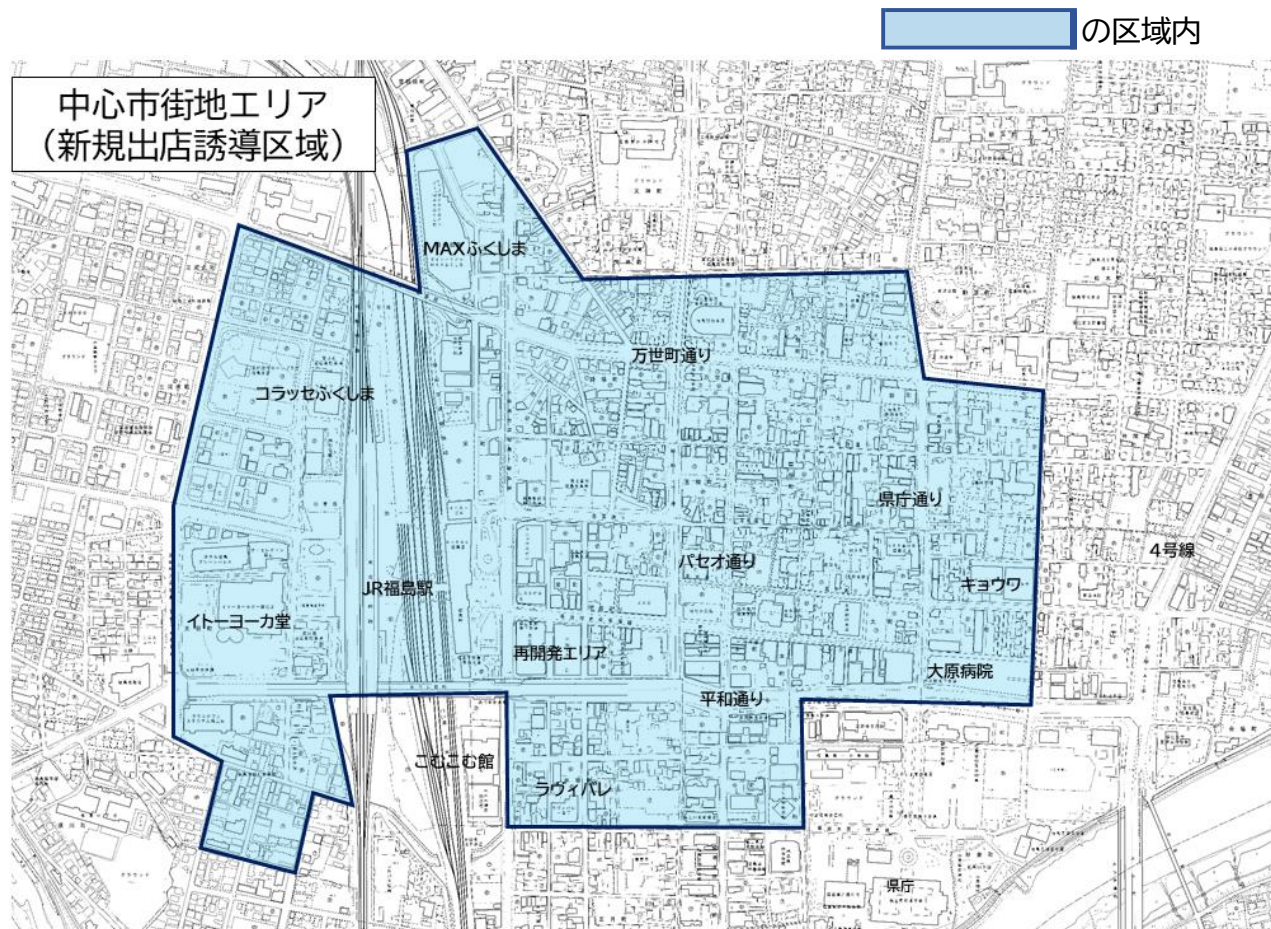
附 則

（施行期日）

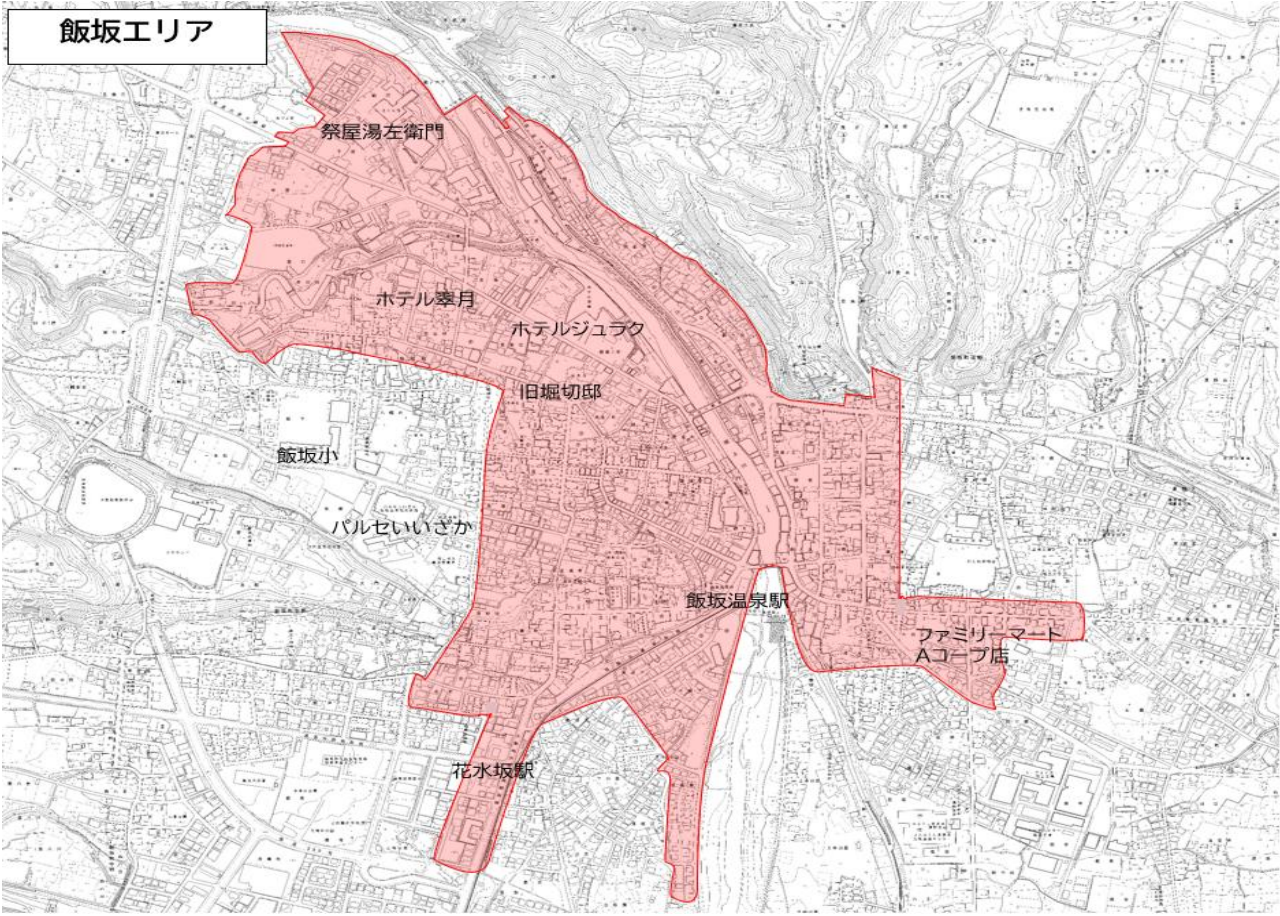
- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別 表（第4条関係）

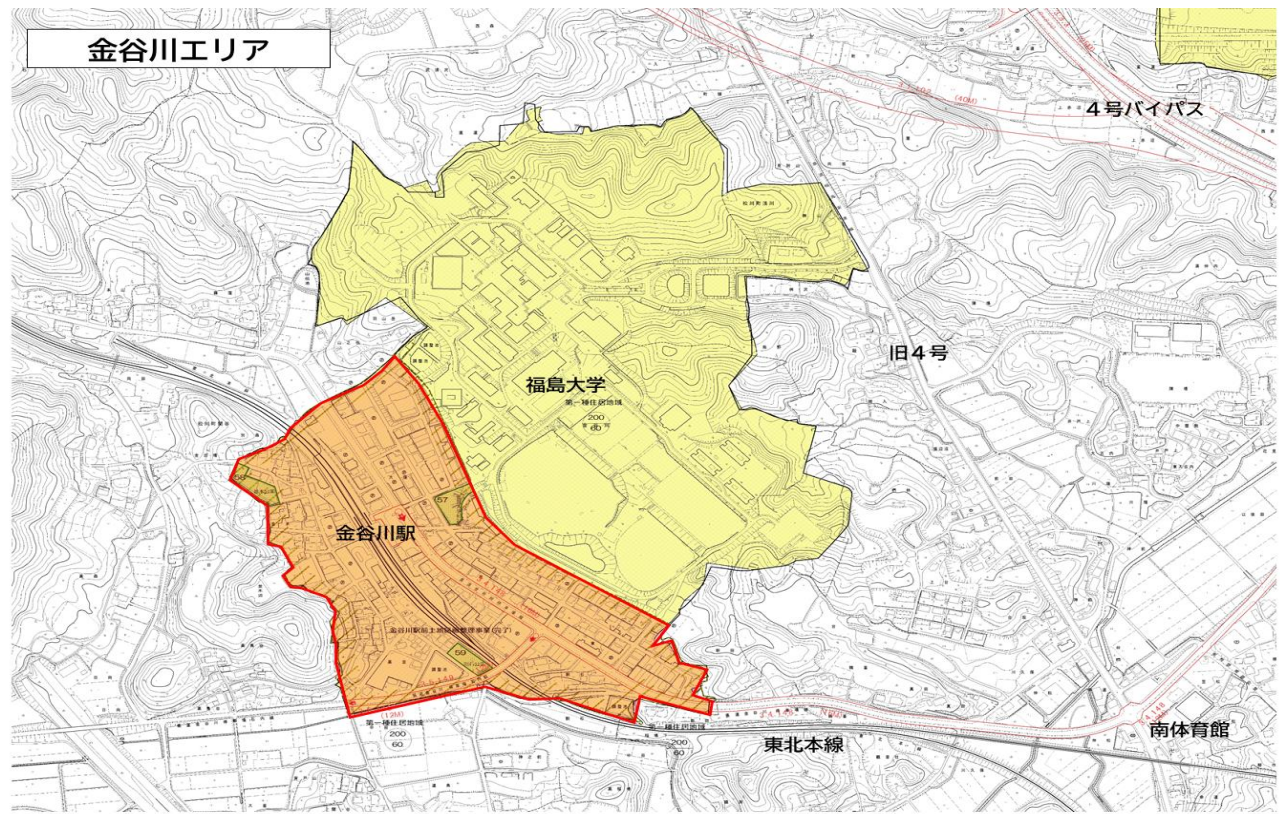
補助対象区域



の区域内



の区域内



別 表（第6条関係）

クリエイティブ産業（都市型創造産業）一覧

No.	産 業 名	内 容
1	ソフトウェア業	受託開発ソフトウェア業、組込みソフトウェア業、パッケージソフトウェア業、ゲームソフトウェア業
2	A I、ロボット、医療機器産業	ロボット製造業、医療機器製造業
3	インターネットサービス業	Web サイト制作業、Web デザイン業、Web サービス開発業、インターネット広告業、ソーシャルゲーム業
4	映像・音声・情報制作業 （A R・V R含む）	映画・ビデオ制作業、テレビジョン番組の制作・配給業、レコード制作業、ラジオ制作業
5	広告・広告制作業	広告・広告制作業
6	デザイン業・建築設計業	デザイン業・建築設計業